

船橋市子育て情報アプリ導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この要領は、船橋市における子育て中の保護者を対象としたスマートフォンアプリケーション「子育て情報アプリ」の導入業務（以下「業務」という。）を実施する業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

船橋市子育て情報アプリ導入業務

(2) 業務場所

船橋市役所健康福祉局子育て支援部子ども政策課及び子ども政策課の指定する場所

(3) 業務内容

別紙「船橋市子育て情報アプリ導入業務委託プロポーザル仕様書」による

(4) 業務履行期間

上記業務内容のうち、「子育て情報アプリ構築業務」については、契約締結日から平成30年2月28日まで、「システム運用保守業務」については、見積もり期間として平成30年3月1日から平成35年2月28日までを想定している。

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

子育て中の保護者を対象としたスマートフォンアプリケーションには様々な形態があり、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため、プロポーザル方式を採用する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

本業務と同種の業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5. 事業スケジュール

(1) 公募開始	平成29年10月16日（月）
(2) 質問書受付締切	平成29年10月19日（木）午後5時
(3) 質問に対する回答	平成29年10月24日（火）
(4) 参加申込書受付締切	平成29年10月26日（木）午後5時
(5) 参加資格確認結果通知	平成29年10月27日（金）
(6) 提案書類提出締切	平成29年11月6日（月）午後5時

- (7) 書類審査結果送付 平成29年11月 8日 (水)
(8) プレゼンテーション審査 平成29年11月13日 (月)
(9) 審査結果通知 平成29年11月17日 (金)

※ただし、上記スケジュールについては、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格 次に掲げる事項を満たす者とする。

- ①公募開始日において、本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②公募開始日において、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証 (JISQ27001 または ISO/IEC27001)、またはプライバシーマークの認証 (JISQ15001) を取得していること。

(2) 参加申し込み方法

様式1「参加申込書」に必要事項を記入し、押印の上、前項④の認証の取得を証明する書類の写しを添付し、提出すること。

①提出方法

持参又は郵送

※持参する場合は、事前に電話にて子ども政策課事務局に予約を取ること。

※郵送する場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出場所に届いていること。また、郵送する旨を事前に子ども政策課事務局まで連絡すること。

②提出場所

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所健康福祉局子育て支援部子ども政策課事務局 (船橋市役所3階)

③提出期間

・持参の場合 平成29年10月16日 (月) から平成29年10月26日 (木) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

・郵送の場合 平成29年10月26日 (木) 必着

(3) 参加申込の承認について

参加資格要件の審査結果については、応募のあった業者に平成29年10月27日

(金)に通知する。

7. 提案限度額

(1) 子育て情報アプリ構築費用

¥4,341,600円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) システム運用保守費用

(パッケージ保守費用・サービス利用料・その他必要な費用を含む、60ヶ月分)

¥19,116,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※消費税及び地方消費税の税率は、8%で計算すること。

※ただし、システム運用保守については、本システム導入の受託者となった者と別途年度単位での契約を行う予定である。

※なお、(1)及び(2)の金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。各年度の契約について、契約額を保障するものではない。

8. 選定方法及び評価基準

(1) 提出された提案書類について書類審査を行う。応募者数が5者を越えた場合は、書類審査の上位5者がプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。

(2) 書類審査とプレゼンテーション審査の結果を総合し、最終的に1位となる提案者を受託候補者とし、2位となる提案者を次点者とする。

(3) 書類審査及びプレゼンテーション審査の評価基準は、別に定める「船橋市子育て情報アプリ導入業務委託に係るプロポーザル評価基準表」によるものとする。

(4) 評価委員ごとにすべての評価項目の点数を合計し、合計点が高い順に順位を付し、順位を順位点とする(例:1位=1点、2位=2点)。なお、合計点が同点となった場合は、順位点を按分する(例:1位に2提案者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2提案者に与え、1.5位が2提案者にあるものとして扱う)。

すべての評価委員の順位点を合計し、最も順位点が少ない者を1位の提案者として選定し、次に順位点が少ない者を2位の提案者とする。なお、順位点の合計が同点の場合、1位とした評価委員が多い提案者から上位とする。1位の獲得数も同数の場合、2位とした評価委員が多い提案者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。また、順位の獲得数にも差のない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い提案者から上位とする。

(5) 書類審査とプレゼンテーション審査の結果を総合し、得点が満点の6割に満たない場合には、受託候補者または次点者と特定しない。

9. 提案方法等

(1) 質問

①質問方法 電子メールにて別紙質問票で子ども政策課事務局あてに送付すること

E-mail : kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp

※件名は「船橋市子育て情報アプリ導入業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

※送付した際は、事務局（047-436-2796）に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない。

②質問期間 平成29年10月16日（月）から平成29年10月19日（木）午後5時

(2) 質問への回答

①回答方法 市ホームページに掲載する

②回答日 平成29年10月24日（火）

(3) 提出書類

①提出書類 別紙「船橋市子育て情報アプリ導入業務委託に係るプロポーザル企画提案書類一覧」のとおり

②提出場所 船橋市役所健康福祉局子育て支援部子ども政策課事務局

③提出方法 持参又は郵送とする。

※持参する場合は、事前に電話にて子ども政策課事務局に予約を取ること。

※郵送する場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出場所に届いていること。また、郵送する旨を事前に子ども政策課事務局まで連絡すること。

④提出期間 平成29年10月16日（月）から平成29年11月6日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時
郵送の場合、平成29年11月6日（月）必着

⑤提出部数 10部（正本1部・副本9部）提出

※提出形式は別紙「船橋市子育て情報アプリ導入業務委託に係るプロポーザル企画提案書類一覧」に記載のとおり。

※プレゼンテーションは評価委員に参加業者名を伏せた状態で行うため、提案書には参加業者名や製品名等、参加業者名を特定できる情報を含まないよう配慮すること。

※提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

※提出後の書類の訂正・差し替えは認めない。

(4) 書類審査

提出された提案書類について書類審査を行う。応募者数が5者を越えた場合は、書類審査の上位5者がプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。

(5) プレゼンテーション審査

提出された提案書類について、下記日程によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションの際には、デモ機を使った提案をすることも可とする。

評価委員会で審査後、参加業者に結果を通知する。

- ①日時 平成29年11月13日（月）（予定）
- ②場所 船橋市役所内 ※具体的な時間及び場所は後日通知
- ③出席者 1者3名以内とする。プレゼンテーションには、本業務全体の責任者及び個別業務の責任者・担当者となる予定の者のみが出席すること。
- ④実施時間 提出書類に基づき1者30分以内のプレゼンテーションを行う。その後、20分以内の質疑応答を実施する。
- ⑤貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品（パソコン等）については、参加業者の負担において用意すること。
- ⑥その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

10. 評価結果の通知について

審査結果については、参加者全員に書面にて通知する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、参加業者名、評価項目、点数配分、採点結果（大分類の点数及び合計点並びに順位点）とする。

ただし、受託候補者及び次点者以外の参加業者名と採点結果は、対応させない。

参加業者が3者の場合にあつては、3位の参加事業者名のみ公表し、採点結果は公表しない。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ③提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」の必須項目に空欄あるいは×（対応不可）の回答があつた場合
- ⑤提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ⑥プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかつた場合
- ⑦審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を平成29年11月6日（月）までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者負担とする。
- ②提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加業者が負うものとする。
- ③受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではない。まず仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と見積り合わせを行い、承諾となった場合に随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ④参加業者が1者であっても、得点が満点の6割に満たない場合には、受託候補者と特定しない。
- ⑤協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議する。
- ⑥本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

15. 事務局

船橋市役所 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課
担当者 高本、安藤、岩田
電話番号 047-436-2796
FAX 番号 047-436-2797
E-Mail kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、平成29年10月16日から施行する。

（失効日）

この要領は、受託候補者との契約締結日または受託候補者がいない場合は審査結果通知日をもって、その効力を失う。